

## 国別・品目別特惠適用除外措置の適用基準に該当する品目（平成 29 年度）

1. 平成 29 年度において、現行の国別・品目別特惠適用除外措置の適用基準に該当する品目は次の別表に掲げる品目です。

(別表) 平成 29 年度において特惠適用除外措置の適用基準に該当する品目

(除外期間) 高所得国に係る部分適用除外措置（部分卒業）：H29. 4. 1～H30. 3. 31

国別・品目別特惠適用除外措置：H29. 4. 1～H32. 3. 31

2. 基準に該当したこれらの品目に対して、平成 29 年 4 月から特惠税率を適用せず、基本税率又は協定税率のうちいずれか低い方が適用されるとの内容の改正を行うことについて、今後、平成 29 年度関税改正の中で検討が行われます。

(参考) 国別・品目別特惠適用除外措置及び高所得国に係る特惠適用除外措置の適用基準（平成 19 年 3 月財務省告示第 134 号）

高所得国に係る部分適用除外措置（部分卒業）の適用基準

- ・ 一の特惠受益国・地域（後発開発途上国を除く。）を原産地とする品目であって、前年において、当該品目における我が国の総輸入額に対する当該国・地域からの輸入シェアが 25%超、かつ、当該国・地域からの輸入額が 10 億円超の品目について、1 年間、特惠適用を除外する。

国別・品目別特惠適用除外措置の適用基準

- ・ 一の特惠受益国・地域（後発開発途上国を除く。）を原産地とする品目であって、過去 3 年平均で、当該品目における我が国の総輸入額に対する当該国・地域からの輸入シェアが 50%超、かつ、当該国・地域からの輸入額が 15 億円超の品目について、3 年間、特惠適用を除外する。

3. 本措置については、下記連絡先までお問い合わせ下さい。

(お問い合わせ先)

○国別・品目別特惠適用除外措置に関する内容

財務省関税局関税課企画第 2 係

(代表) 03-3581-4111 (内線 2490)

(直通) 03-3581-4786

○個別品目に係る関税率等に関する内容

上記「(別表)」に記載された各品目の物資所管省の「連絡先」

---

(注) 下線はリンクを表す。